

松戸市工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱（新旧対照表）

現 行					改 正 案				
附 則 (略)					附 則 (略) 附 則 <u>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</u>				
別表1					別表1（第3条関係）				
業種の区分	①	②	③	④	業種の区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務(注)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の30%の額	土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額	建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の40%の額	—	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の45%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の75%の額	諸経費の40%の額	地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の30%の額	補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額
(注) 土木関係の建設コンサルタント業務については、上段の「新たな積算手法」による積算基準と、下段の「現行の積算手法」による積算基準との併用になるためそれぞれの積算手法に応じた算定式を用いる。					(削除)				